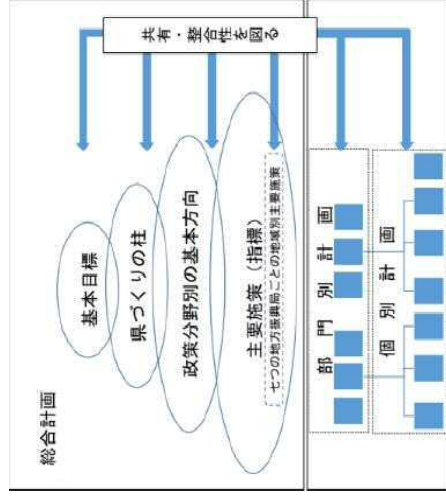


## 福島県農林水産業振興計画の概要

- 福島県農林水産業振興計画（以下、「現行計画」という。）は、県政運営の基本方針である福島県総合計画（以下、「現行総合計画」という。）の17部門別計画の1つとして、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられているものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示したものである。
- 現行計画の計画期間は、平成25年度を初年度とし、令和2年（平成32年）を目標年度とする8か年計画である。
- 「いのち」を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」を基本目標に、施策の展開方向と重点戦略、地方の振興方向で構成されている。

【総合計画と部門別計画等との関係イメージ】



【施策体系】



## 策定の基本的な考え方

- 新しい福島県農林水産業振興計画（以下、「新計画」という。）は、新たな福島県総合計画（以下、新総合計画とする）の部門別計画として、また、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、策定するものとする。
- 未曾有の複合災害からの復興、そして、農林水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、時代に即した振興施策を進めていくため、長期的展望に立った県が行う施策の基本的な方向性を示す計画として策定するものとする。
- 農林漁業者はもとより、県民、民間団体、企業、市町村、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働して将来目指すべき姿を実現して行くための指針として策定するものとする。

### 新総合計画の基本的な考え方（12月5日 福島県総合計画審議会第3回総合計画・復興計画策定検討部会時点）

- 未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服するとともに、県民一人一人が発信し、ふくしまへの共感に結びつける。
- この計画は様々な主体が将来目指すべき姿を共有するた長期的展望に立った県政の基本的な方向性を示す計画とする。
- 行政の視点に加え、県民目線も取り入れた県民にとって身近な計画となるよう、策定過程に様々な主体が関与する仕組みを取り入れるなど、県民参加型の計画を目指す。
- 本県に思いを寄せる全ての皆さんと「目指す将来の姿」を共有するとともに、その理念や考え方について国内外に広く発信し、ふくしまへの共感に結びつける。
- この計画は様々な主体が将来目指すべき姿を共有するたための指針となるものであり、その実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする。
- 県内市町村が様々な計画を策定する際の指針となるとともに、計画そのものが市町村にとって希望が持てる計画を目指す。

## 03

### 計画の期間

- 新総合計画と整合性を図り、30年先の目指すべき姿を見据えつつ、10年後の目指す姿を示した10年間の計画とする。
- 計画においては、今後10年間の施策の方向性を定める。

#### 新総合計画の計画期間（12月5日 福島県総合計画審議会第3回総合計画・復興計画策定検討部会時点）

- 県民それぞれが思い描く豊かさや幸せを実感できる30年先の目指すべき姿を見据えつつ、10年後の目指す姿を示した10年間の計画とする。
- 計画においては、今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める。

#### （1）長期的展望の期間（30年）について

未曾有の複合災害を経験し、本県の復興の歩みとともに成長していく子どもたちが親世代となり、社会で活躍している頃（30年後）を展望し、豊かなふるさと福島県を次世代に継承する。

#### （2）計画期間（10年間）について

最上位計画である総合計画について、県が県内の市町村や企業、団体、県民など様々な主体と共に連携・共働して成果につなげる目標期間として10年間を設定する。  
なお、今後10年間の取り組みの方向性、施策は必ずしも固定的なものではなく、社会や技術の変化に沿って必要に応じて見直しを図る。

## 時代の潮流を踏まえた留意すべき重要な視点

- 現行計画の目標、指標の達成状況などの成果を踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた福島ならではの計画とするため、留意すべき重要な視点を整理する。
  - ・ 複合災害からの復興の加速化（地域により異なる営農再開の進展、風評の固定化など）
  - ・ 国内外における農林水産業をめぐる環境変化（世界の食料需要の増加、経済連携協定等の進展、SDGs、地球温暖化、国内人口減少、国内産地間競争の激化など）
  - ・ 担い手の減少・農林水産業従事者の高齢化（担い手の減少・高齢化、土地持ち非農家増加など）
  - ・ 農山漁村の活力低下（集落人口減少、共同作業支障、鳥獣被害の高止まりなど）
  - ・ 価値観の多様化（コト消費への行動変化、田園回帰への意識の高まり、関係人口による地域づくりへの期待の高まりなど）
  - ・ 先端技術の進展（スマート農林水産業実現に向けた取組拡大など）

### 新総合計画の留意すべき重要な視点（12月5日 福島県総合計画審議会第3回総合計画・復興計画策定検討部会時点）

- 現計画の目標、指標の達成状況などの成果を踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた福島ならではの計画とするため、留意すべき重要な視点を整理する。
  - ・ 複合災害からの復興・地方創生
  - ・ 人口減少・少子高齢化社会への対応
  - ・ （上記2点を取り組む）基盤となる人づくり
  - ・ SDGs（持続可能な開発目標）の考え方との整合（多様性及び共生の視点を含む）
  - ・ Society5.0（第5の新たな社会）への対応
  - ・ 一極集中ではなく、自立分散型の県づくり
  - ・ 国土強靱化（防災・減災、災害からの速やかな復旧・復興）

## 新計画の全体構成

- 新計画の策定にあたっては、現行計画の構成を基本とする。
- 一方で、「施策の展開方向」及び「重点戦略」については、平成29年度より、施策展開の「見える化」を図る目的で、「ふくしま農林水産業の再生・成長戦略」や「ふくしま農林水産業の挑戦」として農林水産部の取組や成果をコンパクトにまとめたところである。
- これらの経過を踏まえるとともに、農林漁業者はもとより、県民等にも分かりやすい計画とするために、施策を農業、林業、水産業別に分けるのではなく、人材育成、生産振興等施策の取組別に分け全面的に整理する。
- なお、現計画で取り組んでいる重点戦略については、新計画においては定めないこととする。ただし、新計画における「重点的に取り組む施策」については、激しく変化する農林水産業をとりまく情勢に適切に対応する柔軟な施策を構築していくとともに、令和元年4月公表の「2019ふくしま農林水産業の再生・成長産業化」を例として、当該年度に重点的に取り組む施策をとりまとめ、公表することとする。



## 福島県農林水産業振興計画と個別計画との関係について

- 【定義】 ○ 福島県農林水産業振興計画は、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画で、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示す計画
- 個別計画は、各課・各分野において策定する計画で、取り組み施策・取組を具体的に示す福島県農林水産業振興計画に連なる計画又は国の法令又は国の法令に基づき単独の計画
- 【整合性の確保】 ○ 計画内容、計画期間、目標値等は、原則、国の定めがない場合は、福島県農林水産業振興計画と整合を図るが、計画期間等が異なる場合は、目標値の齟齬が生じないようにする。
- なお、年度単位での進行管理が必要となることから、原則、目標値の設定は、現行どおり年度別で設定することを想定。

### <個別計画のうち、国の法令に基づき単独の計画>

計画名称	計画期間	策定根拠、根拠法令	担当課
福島県協同農業普及事業の実施に関する方針	H27～R元年度	農業改良助長法 第7条第5項	農業振興課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	H27～R6年度	農業経営基盤強化促進法第5条	農業担い手課
福島県農業振興地域整備基本方針	H30～おおむね10年	農業振興地域の整備に関する法律第4条	農業担い手課
福島県有機農業推進計画（第2期）	H27～R2年度	有機農業の推進に関する法律	環境保全農業課
福島県バイオマス活用推進計画	H30～R8年	バイオマス活用推進基本法	環境保全農業課
福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第3期）	H28～R7年度	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	環境保全農業課
福島県花き振興計画	H31年度～R7年度	花きの振興に関する法律	園芸課
福島県果樹農業振興計画	H30～R7年度	果樹農業振興特別措置法	園芸課
福島県酪農・肉用牛生産近代化計画	H27～R7年度	酪農及び肉用牛の生産の近代化に関する法律	畜産課
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	H29～R3年度	沿岸漁場整備開発法	水産課
福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	定めなし	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	水産課
福島県の海洋生物資源の保存及び管理に定める「くるまぐろ」について	H31年4月～R2年3月	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	水産課
地域森林計画	森林計画区ごとに10年	森林法 第5条	森林計画課
特定間伐等の実施の促進に関する基本方針	H25～R2年度	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 第4条	森林整備課
ふくしま県産材利用推進方針	定めなし	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	林業振興課

## 国の動きも踏まえた新計画の策定

- 国の動向を捉えながら、計画を策定するものとする。

### <国の動き>

【食料・農業・農村基本計画】平成27年5月策定（おおむね5年ごとに変更）

- ・令和元年 3月 ヒアリング
- ・ 9月 諮問
- ・令和2年 3月 答申、閣議決定（想定）

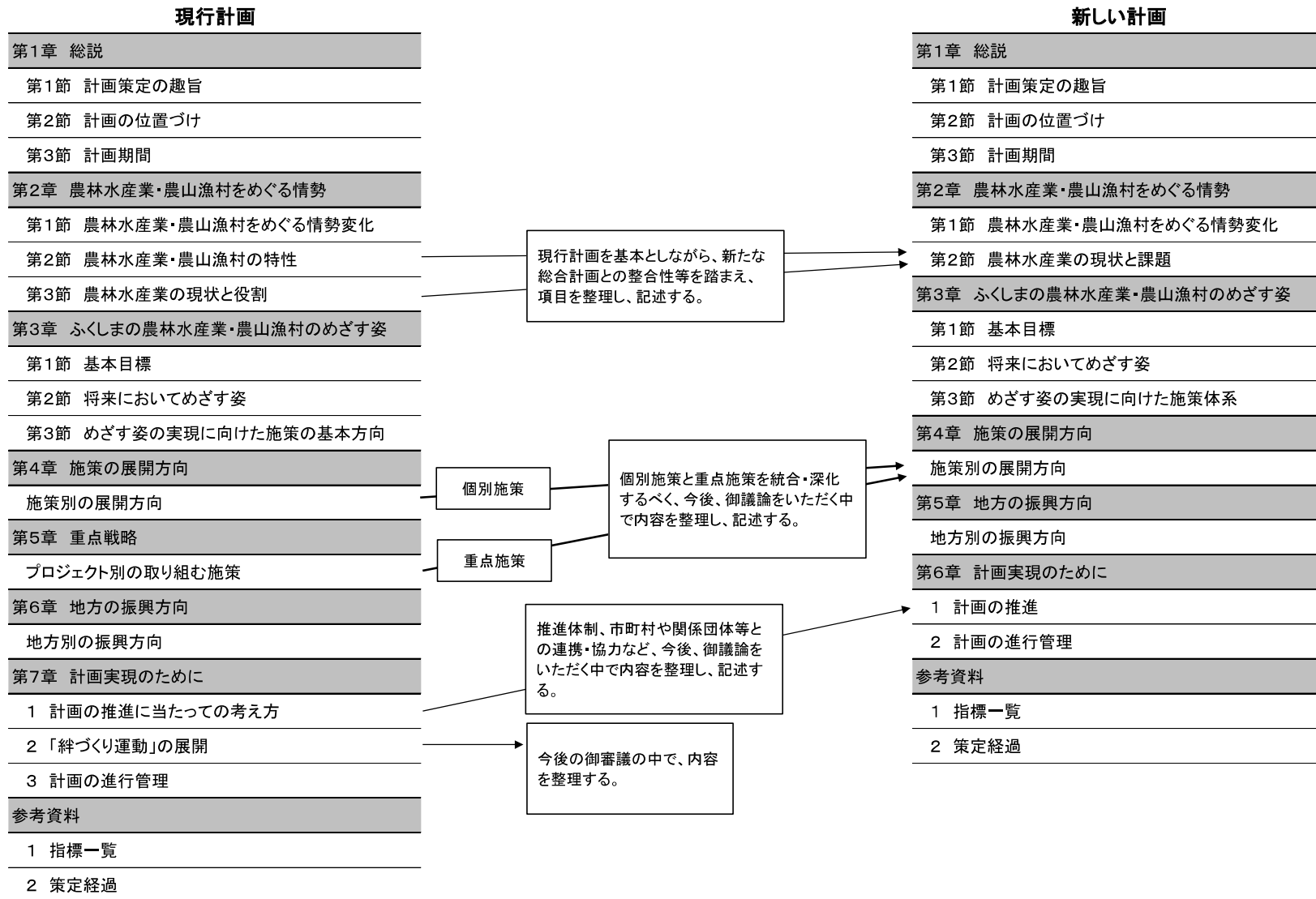
【水産基本計画】平成29年4月策定（おおむね5年ごとに変更）  
（改正漁業法等成立 平成30年12月）

【森林・林業基本計画】平成28年5月策定（おおむね5年ごとに変更）  
（森林経営管理法成立 平成30年5月）  
（改正国有林法成立 令和元年6月）

【農林水産業・地域の活力創造プラン】令和元年12月改訂  
・農業生産基盤強化プログラム決定

【基本方針の策定、福島特措法の改定など】  
・令和元年12月 復興・創生期間後の基本方針閣議決定  
・令和2年 5月 福島復興再生特別措置法改正（想定）

## 新しい福島県農林水産業振興計画の構成(全体概要)【たたき台】





## 新しい福島県農林水産業振興計画の構成(概要)【たたき台】

現行計画	新しい計画
<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"><b>第1章 総説</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第1節 計画策定の趣旨</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第2節 計画の位置づけ</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第3節 計画期間</b></div>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"><b>第1章 総説</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第1節 計画策定の趣旨</b> ※東日本大震災や原子力災害の復興状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、内容の記載を行う。</div> <div style="padding: 2px;"><b>第2節 計画の位置づけ</b> ※現行計画を基本とする。</div> <div style="padding: 2px;"><b>第3節 計画期間</b> ※新たな総合計画との整合性を図る。</div>
<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"><b>第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化</b></div> <div style="padding: 2px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本大震災及び原子力災害の発生</li> <li>2 安全・安心に対する意識変容</li> <li>3 人口減少及び高齢化の進行</li> <li>4 世界経済の一体化と多極化の進行</li> <li>5 地球温暖化の進行と再生可能エネルギーへの期待の高まり</li> <li>6 本県の特徴的な取組               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 除染</li> <li>(2) 絆づくり</li> <li>(3) 地域産業6次化</li> </ol> </li> </ol> </div> <div style="padding: 2px;"><b>第2節 福島県の農林水産業・農山漁村の特性</b></div> <div style="padding: 2px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広大な県土・豊かな自然条件</li> <li>2 有利な地理条件</li> <li>3 調和のとれた7つの生活圏</li> <li>4 ねばり強く、温かな県民性</li> <li>5 県民の意識               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農山漁村への期待</li> <li>(2) 農林水産物の購入に関する意識</li> </ol> </li> </ol> </div> <div style="padding: 2px;"><b>第3節 福島県の農林水産業の現状と役割</b></div> <div style="padding: 2px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本大震災及び原子力災害の発生</li> <li>2 農業資源</li> <li>3 森林資源</li> <li>4 水産資源</li> <li>5 農林水産業の就業者と産出額</li> <li>6 福島県の主要な農林水産物</li> <li>7 農林水産業・農山漁村の役割</li> </ol> </div>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"><b>第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢</b></div> <div style="padding: 2px;"><b>第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化</b></div> <div style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 複合災害からの復興の加速化 →地域により異なる営農再開の進展、風評の固定化など</li> <li>■ 国内外における農林水産業をめぐる環境変化 →世界の食料需要の増加、経済連携協定等の進展、SDGs、地球温暖化、国内産地間競争の激化など</li> <li>■ 担い手の減少・農林水産業従事者の高齢化 →担い手の減少、農林水産業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加など</li> <li>■ 農山漁村の活力低下 →集落人口減少、共同作業支障、鳥獣被害の高止まりなど</li> <li>■ 価値観の多様化 →コト消費への行動変化、田園回帰への意識の高まり、関係人口による地域づくりへの期待の高まりなど</li> <li>■ 先端技術の進展 →スマート農林水産業実現に向けた取組拡大など</li> </ul> <p>※東日本大震災や原子力災害の復興状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、内容の記載を行う。 ※記載順番等は、新たな総合計画との整合性を図る。</p> </div> <div style="padding: 2px;"><b>第2節 福島県の農林水産業の現状と課題</b></div> <div style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広大な県土・豊かな自然条件</li> <li>■ 有利な地理条件</li> <li>■ 複合災害からの復興</li> <li>■ 農業</li> <li>■ 林業</li> <li>■ 水産業</li> </ul> <p>※現行計画を基本としながら、現行計画の第2節や、新たな総合計画との整合性等を踏まえ、項目を整理し、内容の記載を行う。</p> </div>



現行計画

第4章 施策の展開方向
<p><b>第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難地域における農林水産業の再生</li> <li>2 生産基盤の復旧</li> <li>3 被災した農林漁業者等への支援</li> <li>4 放射性物質による影響の除去</li> </ol> <p><b>第2節 安全・安心な農林水産物の提供</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食の安全確保</li> <li>2 信頼性の確保</li> <li>3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進</li> </ol> <p><b>第3節 農業の振興</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 いきいきとした農業担い手づくり</li> <li>2 農業経営の安定</li> <li>3 農業生産基盤の確保・整備</li> <li>4 県産農産物の生産振興             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水稻 (2) 大豆、麦、そば</li> <li>(3) 園芸作物 (4) 畜産</li> </ol> </li> <li>5 流通・消費対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地産地消の推進 (2) 国内における販売強化</li> <li>(3) 県産農林水産物の輸出促進</li> </ol> </li> <li>6 新技術の開発と生産現場への移転</li> <li>7 農業関係団体との連携</li> </ol> <p><b>第4節 林業・木材産業の振興</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林資源の充実・確保</li> <li>2 林業生産基盤の整備</li> <li>3 県産林産物の振興</li> <li>4 林業担い手の確保・育成</li> <li>5 試験研究と技術の普及・定着</li> <li>6 林業関係団体との連携</li> </ol> <p><b>第5節 水産業の振興</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業生産基盤の整備</li> <li>2 漁業担い手の育成・確保</li> <li>3 水産物の流通、加工対策</li> <li>4 水産資源の持続的利用</li> <li>5 試験研究・技術開発の推進</li> <li>6 漁業関係団体との連携</li> </ol> <p><b>第6節 魅力ある農山漁村の形成</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業を支える絆づくり</li> <li>2 都市と農山漁村との交流促進</li> <li>3 地域産業6次化による農山漁村の活性化</li> <li>4 快適で安全な農山漁村づくり</li> <li>5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進</li> </ol> <p><b>第7節 自然・環境との共生</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境と共生する農林水産業</li> <li>2 地球温暖化への対策</li> <li>3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮</li> <li>4 県民参加の森林づくり</li> </ol>

第5章 重点戦略
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難地域における農林水産業再生プロジェクト</li> <li>2 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト</li> <li>3 ふくしま“人・農地”新生プロジェクト</li> <li>4 「ふくしまの恵みイレブ」強化プロジェクト</li> <li>5 地域産業6次化の推進プロジェクト</li> <li>6 みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト</li> <li>7 ふくしまの森林元気プロジェクト</li> <li>8 水産業の活性化プロジェクト</li> <li>9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト</li> </ol>

新しい計画

第4章 施策の展開方向
<p>■ 複合災害からの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した農林漁業者等への支援と生産基盤の復旧</li> <li>○ 避難地域等における農林水産業の復興の加速化 (新たな経営・生産方式の導入、新たな担い手の確保)</li> <li>○ 総合的な風評対策の推進</li> </ul> <p>■ 持続可能な農林水産業・農山漁村を支える多様な担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業担い手の確保・育成</li> <li>○ 林業担い手の確保・育成</li> <li>○ 漁業担い手の確保・育成</li> <li>○ 経営の安定・強化 (経営安定強化、労働力確保、農福連携、第三者承継対策、外国人労働者対策)</li> </ul> <p>■ 需要を創出する流通・販売戦略の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県産農林水産物の安全と信頼の確保 (安全性確保、信頼確保、理解促進)</li> <li>○ ブランディングの推進 (県産農林水産物の魅力発信、ブランド力向上)</li> <li>○ 消費拡大と販路開拓 (国内における販売強化、地産地消の推進、海外マーケットへの展開)</li> </ul> <p>■ 所得向上を目指した戦略的な生産活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な県産農林水産物の生産振興 (農産物の生産振興、林産物の生産振興、水産物の生産振興)</li> <li>○ 成長産業化に向けた産地の生産力強化 (大規模化や効率化による農業生産の推進、林業成長産業化の推進、ふくしま型漁業の実現)</li> <li>○ 福島ならではの付加価値化による産地の競争力強化 (認証GAPの推進、水産エコラベルの推進、有機農業・環境保全型農業の推進、競争力を高める品種・技術の開発と普及、他産業との連携や大学との連携)</li> </ul> <p>■ 生産活動を支える強固な生産基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産基盤の確保・整備 (担い手への農地集積、競争力を高める農業生産基盤の整備、農地や農業水利施設等の強靱化)</li> <li>○ 林業生産基盤の整備</li> <li>○ 漁業生産基盤の整備</li> </ul> <p>■ 活力と魅力ある農山漁村の創生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進 (県民参加の森林づくり、食育活動推進)</li> <li>○ 多様な人々の活躍による地域コミュニティの維持 (集落間連携の構築、農林水産業を起点とする地域づくり活動の推進)</li> <li>○ 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮 (生産活動等を通じた多面的機能の維持・発揮)</li> <li>○ 快適で安全な農山漁村づくり (農山漁村の定住環境の整備、鳥獣被害対策、災害に強い農山漁村づくり、森林の保全・保護)</li> <li>○ 地域資源を活用した取組の促進 (地域産業6次化の促進、インバウンド需要への対応、都市交流の促進、再生可能エネルギー導入促進)</li> </ul> <p>※現行計画の「第4章 施策の展開方向」及び「第5章 重点戦略」を統合・深化させ、内容の記載を行う。 ※記載順番等は、新たな総合計画との整合性を図る。 ※項目名は、今後、ふさわしい項目名に変更する可能性がある。</p>

現行計画

第6章 地方の振興方向
第1節 県北地方
第2節 県中地方
第3節 県南地方
第4節 会津地方
第5節 南会津地方
第6節 相双地方
第7節 いわき地方

新しい計画

第5章 地方の振興方向
第1節 県北地方
第2節 県中地方
第3節 県南地方
第4節 会津地方
第5節 南会津地方
第6節 相双地方
第7節 いわき地方
※現行計画の構成を基本としながら、東日本大震災や原子力災害の復興状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、内容の記載を行う。

第7章 計画実現のために
1 計画の推進に当たっての考え方
2 「絆づくり運動」の展開
3 計画の進行管理

今後の御審議の中で内容を整理する。

第6章 計画実現のために
1 計画の推進
2 計画の進行管理
※現行計画を基本としながら、県の推進の考え方及び、市町村や関係団体、大学、民間企業との連携・協力等に関する内容の記載を行う。
※現行計画を基本としながら、内容の記載を行う。

参考資料
1 指標一覧
2 策定経過

参考資料
1 指標一覧
2 策定経過
※現行計画を基本としながら、内容の記載を行う。
※現行計画を基本としながら、内容の記載を行う。